
茨城県立医療大学大学院
保健医療科学研究科
博士前期課程入学試験問題

専門科目
(看護学専攻)
問題冊子

令和2年10月4日

10:50 ~ 11:50 (60分)

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開けないでください。
2. 専門科目の試験の配付物は、問題冊子(5頁)、解答用紙(2頁)です。
3. 解答はすべて解答用紙に記入してください。
4. 「メモ欄」は下書き等自由に使用してください。

＜看護学専攻＞

専門科目

問題 以下の設問から一つを選び、論じなさい。

設問 1 子どもへの体罰禁止の法制化に関する、以下の新聞記事を読み、あなたの考える課題と課題解決に向けた具体的な支援方略を 800 字以内で論述しなさい。

悲惨な虐待死 相次ぎ

体罰禁止が法制化される大きなきっかけは、親の虐待で子どもの命が奪われる、という最悪の事態が相次いだことだ。2018 年 3 月には東京都目黒区で 5 歳の船戸結愛（ゆあ）ちゃんが、翌 2019 年 1 月には千葉県野田市で小学 4 年だった栗原心愛（みあ）さんが、いずれも父親からの暴力を繰り返し受けた末に亡くなった。

父親らが「しつけだった」などと供述したことが報じられると、「しつけ」と称した暴力を許してはならないという世論が高まった。近年、体罰が子どもの成長や発達に与える悪影響が知られるようになったことも、法制化の議論を後押しした。こうして児童虐待防止法と児童福祉法の改正法が 2019 年 6 月に成立、法に「児童のしつけに際して、体罰を加えてはいけない」と明記された。

子どもへの体罰禁止は 1990 年に発効した国連の子どもの権利条約に規定されている。国連子どもの権利委員会は、体罰の定義を具体的に提示。どんなに軽いものであっても、子どもが苦痛や不快感を覚えるものは禁止すべきだとした。暴言や笑いものにするなど、子どもの尊厳を傷つける行為も禁じる。

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの川上園子国内事業部長は「改正された法律だけでは、こうした国際基準を満たさない」と指摘。民法に規定された親が子を戒める「懲戒権」に基づき、「監護や教育に必要な範囲」であれば「しつけ」と称した暴力を認める余地を残すことなどが理由だ。

だが、法改正後に厚生労働省の検討会が作ったガイドラインは、不快感を意図的にもたらす罰はどんなに軽いものでも体罰と明記、親以外のすべての人に許されない点も盛り込んだ。これを受け、国際 NGO「子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ」は 2 月、日本が世界で 59 番目の体罰全面禁止国になったとする声明を発表した。

意識を変える起点に

体罰禁止の法制化で、何が期待できるのか。川上さんは「法律に明示されたことで、どんなときも、だれでも体罰をしてはいけないという新しい社会規範をつくるスタートラインに立った。その意義は大きい」と解説する。

日本では、体罰を容認する意識が根強く残る。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの2017年の調査では、しつけのための体罰を容認する人は6割近くに上った。川上さんは「子どもには暴力から守られる権利があるということを、大人も子どもも知らないことが多い」と指摘する。

法制化がこうした意識を変える可能性があることは、すでに体罰を全面禁止している国の調査などから明らかだ。1979年に世界で初めて、あらゆる場面における子どもへの体罰等を法律で禁止したスウェーデンを見てみよう。法律ができる前の1960年代には、体罰を肯定的にとらえる人の割合が6割近く、体罰を用いる人も9割以上だったが、法制化から40年近くたった2018年には、いずれも1~2%まで減っている。こうした傾向は他国でも見られる。

「成果を上げている国では、法制化と同時に子育て中の人以外も含めたすべての人への啓発活動や、アクセスしやすい子育て支援メニューの充実に取り組んでいる」と川上さん。

「体罰をなくす」という社会的な目標に法的根拠ができたことで、行政が積極的に施策を進めたり、予算を確保したりすることを期待する。

改正法をめぐっては、体罰を加えた場合の罰則がないことに「実効性がないのでは」との意見も出ていた。だが、川上さんは「罰則は親や養育者を追い詰めることにもなりかねない」と指摘。「スウェーデンやフィンランド、ドイツなど罰則がない国でも、国民の意識や行動を変える成果が出ている。他国の長期的な取り組みに学びつつ、国が定期的に意識や行動の変化を調査する必要もある」と話す。

悩む親 支える環境を

「あなたは虐待していると責めるためではなく、苦しい状況の人をみんなで支えますよと伝えるための法律です」

厚労省ガイドラインを策定した検討会の座長を務めた恵泉女学園大の大日向（おおひなた）雅美学長はこう強調する。長年母親の育児ストレスなどを研究し、都内で子育て支援施設も運営する大日向さんは、法改正に戸惑う親たちの声を聞いてきた。

刑罰に問われるような虐待ではなくとも、「たたいてしまった」「怒鳴ってしまった」という声は後を絶たない。「程度の差はあれ、子どもに一度も手を上げたことがない親のほうが少ないのではないか。そして、多くの親はそのことにとっても傷ついている」。大日向さんは法改正を機に、こうした親の孤立や不安にこそ目を向けるよう訴える。

一方、手を上げた親が「これはしつけど」と正当化してしまうと、坂を転げ落ちるように深刻な虐待につながっていく恐れがある。「だからこそ、育児が辛いという声を早い段階で受け止め、支える必要がある」

（東京新聞 2020年5月4日）

設問 2 ケアリング・ヒーリング様式を意図的・意識的に活用することは看護においてどのような意味があるか。以下の文章を読み、①～⑧の様式から一つ以上を選んで看護への活用例を示しながら、あなたの考えを 800 字以内で論じなさい。

ナイチンゲールの 1859 年の『看護覚え書き』を参考にして、トランスパーソナル*な実践に統合するものとして、先進的なケアリング・ヒーリングアートを再考することができる。

(中略) 看護師と患者の両者にとって、身体と魂は一つなるものである(Bradshaw 1996)。「看護は霊的サービスであり、魂のケアは身体のケアから決して分離できない」(Pearce 1969, Bradshaw 1996)。

ナイチンゲールは、環境の大事さとそのヒーリングとの関係に特別な関心を抱いた。彼女の有名な次の文章は、私たちにも非常になじみ深い。「自然が働きかけるための最良の条件のもとで、患者が生活できるよう整えなさい」。彼女は、新鮮な空気、光、適切な栄養、公衆衛生の基本的条件に焦点を当てた。彼女はまた各種の条件も強調した。それは、戸外の風景、周囲環境の変化、絵画、色彩、草花、植物、音楽などである。“回復を早める”条件として、ペットと過ごす時間とか、子供や赤ん坊の役割についても言及している。

ナイチンゲールのモデルにおいて、そしてまたポストモダンのトランスパーソナルな宇宙論において、彼女が“健康”に特定した分野は、看護技術の最高のものを内に含む本質的なケアリング・ヒーリング様式に置き換えることができる。

(中略)

これらの様式は、痛みを抑制し、症状を管理し、気持ちを楽にし、安寧感を生み出すのを助ける安楽な手段でもあり、それによって、自然のヒーリングが生じ、自然の回復プロセスを促進することが可能である。

用語) *トランスパーソナル：人間対人間のつながりを作ること (通常はケアの瞬間に)。そうした中で二人の人はその関係性を通して影響を受け、与えられた瞬間の中でともに存在するものになる。(以下略)

出典：訳・川野雅資・長谷川浩。「ワトソン 21 世紀の看護論 ポストモダン看護とポストモダンを超えて」、14 章 ナイチンゲールを再考する：先進的ケアリング・ヒーリング art としての専門的・存在的適性。より抜粋

ワトソンはこの文献で、看護において意図的・意識的に活用すべきケアリング・ヒーリング様式 (文中下線部) として次の 8 つを挙げて具体的に解説している。①聴覚様式、②視覚様式、③嗅覚様式、④触覚様式、⑤味覚様式、⑥知的・認知的様式、⑦運動感覚様式、および、⑧“ケアリングの意識”様式である。これらの様式の活用とは、例えば聴覚様式であれば、音 (音楽、風や海の音、鳥や虫などの自然の音、歌、その他親しんでいる音など) を看護実践に意図的に利用することで、内面的なヒーリングを高めたり、セルフヒーリング能力を推し進める力にしたりすることである。

「メモ欄」